

## 大阪府医療審議会働き方改革部会設置要綱

### (設置)

第 1 条 医師の時間外・休日労働時間の上限規制の適用に係る特定労務管理対象機関の指定等に関する事項を調査審議するため、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 2 1 の規定により、大阪府医療審議会（以下「審議会」という。）に「働き方改革部会」（以下「部会」という。）を設置する。

### (職務)

第 2 条 部会は、知事から諮問のあった特定労務管理対象機関の指定等に関する事項について調査審議を行う。

### (組織)

第 3 条 部会は、審議会の会長が指名する委員で構成する。  
2 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。  
3 部会長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (運営)

第 4 条 部会は、必要に応じ開催する。  
2 部会長は、部会を招集し、これを総理する。  
3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。  
4 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。  
5 部会の決議は、審議会の会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。  
6 部会長は、部会における決議の結果について、審議会に報告する。  
7 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから互選された委員がその職務を代行する。

### (部会招集の特例)

第 5 条 部会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由により部会を招集することができない場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付又は持ち回りし、賛否を問い、部会の会議に代えることができる。  
2 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の場合について準用する。

### (報酬及び費用弁償)

第 6 条 部会委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。

### (庶務)

第 7 条 部会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課において処理する。

### (委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

### 附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 30 日から施行する。